

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	区内中小企業の活性化に資する。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	中小企業の活性化に資するものであり、基本構想に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区内中小企業の更なる活性化のために区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	区内中小企業の活性化に影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	補助要件に該当する商店街であれば、申請する機会が確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	適正な手続きにより決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	東京都の補助金と合わせて行っている事業のため、補助金交付による手段が最も効率的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	区内中小企業の活性化に資する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	都における緊急かつ重要な政策課題に商店街が連携・協力して集中的に対応することができる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区内商店街及び地域の活性化を通じて区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	法令等を順守している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	適正に使用されている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	29年度(予算)			
交付(見込み)件数	1			
決算(予算)額	975			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	975			
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

事業の周知により申請を促し、商店会振興・活性化を促進する。